

別添第1

講師の条件表

5 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 (労働安全衛生法 別表第20 第13号)

講習科目
1 酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識
① 大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。 (実務とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいうこと。)
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
同等以上の知識経験を有する者とは、 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 (2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者
2 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識
① 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
同等以上の知識経験を有する者とは、 (1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
3 保護具に関する知識
① 大学において医学又は大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
同等以上の知識経験を有する者とは、 (1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの
4 関係法令
① 大学等を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
同等以上の知識経験を有する者とは、 (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
実技講習
5 救急そ生の方法
① 大学において医学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上労働衛生に関する研究又は実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有するものであること。
同等以上の知識経験を有する者とは、 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 (2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者 (3) 日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者 (4) 平成5年3月31日付け消防救第41号「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に規定する応急手当指導員 (5) 実施要綱に規定する応急手当普及員
6 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法
① 大学等において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後1年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するものであること。
② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
同等以上の知識経験を有する者とは、 (1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上環境測定に関する実務に従事した経験を有する者

※「大学等」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校(法別表20-1参照)

※「高等学校等」とは、学校教育法による高等学校又は中等教育学校(法別表20-1参照)

※「同等以上の知識経験を有する者とは、」の解釈例規は、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係省令、省令及び告示の改正等について(H16.3.19 基発第0319009号)の別添8による。